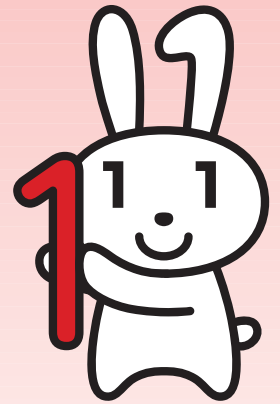




お届け します

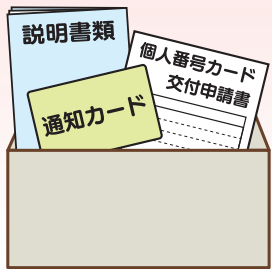
あなたのマイナンバー

平成27年10月下旬から 12月までに届きます



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

3つの大切な書類
が入っています



- 1 マイナンバーをお知らせする**通知カード**
- 2 希望する方に交付する個人番号カードの**交付申請書と返信用封筒**
- 3 マイナンバーについての**説明書類**

マイナンバー(個人番号)とは、住民票を有する全ての方一人一人がもつ12桁の番号です。社会保障・税・災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する「個人の情報」が同一人の情報であることを確認するために活用されます。1面では、10月下旬から順次、皆様のご自宅へ発送する通知カードを紹介し、2面では、通知カードが届き次第、希望する方からの申請で交付する個人番号カードをご案内します。

【問合せ】▶通知カードの送付、個人番号カードの交付について…戸籍住民課調整係(本庁舎1階)☎(5273)4359・FAX(3209)1728、▶制度について…企画政策課(本庁舎3階)☎(5273)3894・FAX(5272)5500へ。



通知カード

マイナンバーを お知らせするカードです

記載事項
の変更

通知カードを受け取った後、引っ越しによる住所の変更や、婚姻等による氏名の変更が生じた場合は、必ず区市町村の窓口へ提出してください。変更事項をカードに記載します。

利用
場面

28年1月から、社会保障・税・災害対策における各種手続きで、本人確認書類とともに、マイナンバーの記載や確認が求められます。通知カードには顔写真が記載されていないため、番号確認と本人確認を同時に行う際、本人確認書類(運転免許証・旅券等)が併せて必要です。

有効
期限

通知カードには有効期限はありません。万が一通知カードを紛失した場合、再発行(手数料500円)できますが、発行には日数がかかります。

概要

通知カードは、住民票を有する全ての方にマイナンバーを通知するもので、紙製のカードです。マイナンバーのほか、住所・氏名・生年月日・性別等が記載されていて、偽造を防止するため、すき入れ(透かし)等の技術が施されています。

住民票の住所と異なるところに住んでいる方には 通知カードが届きません

今のお住まいと住民票の住所が異なる方は、お住まいの区市町村に住民票の異動をお願いします。通知カードは転送されませんのでご注意ください。

10月5日以降、通知カードが手元に届く前に引っ越しする方は、新しい住所へお送りしますので、住所変更の手続の際、お申し出ください。

通知カードは、地方公共団体情報システム機構が、10月下旬から12月までの間に順次郵送しますのでしばらくお待ちください。郵便局の配達状況は、「個人番号カードコールセンター」(2面参照)で確認できます。

マイナンバーの利用開始は28年1月からです。通知カードが届く前にマイナンバーを確認する必要がある場合は、マイナンバーが記載された住民票の写し等(手数料300円)を窓口でご請求ください。

！ マイナンバーをむやみに他人に教えないでください

マイナンバーは、左記のような法律や条例で定められた手続きにのみ報告・提示が求められます。店舗やインターネットサイトなどの入会登録等でマイナンバーを聞かれても、むやみに教えないようご注意ください。

また、国や区役所から電話でマイナンバーをお聞きすることはありません。電話でマイナンバーを聞かれても即答せず、お近くの警察署に連絡してください。

マイナンバーを報告・提示する主な場面

区役所

- 社会保障の手続き(国民健康保険・介護保険など)
- 保育園・子ども園・幼稚園の入園手続き
- 児童手当の申請
- 生活保護の申請

それぞれの区担当課へ提示



税務署

所得税の確定申告等のため、税務署へ提示



勤務先

社会保険等の手続き、源泉徴収票の作成のため、勤務先へ報告

